

中心市街地活性化基本計画に関する Q&A 集

注意

本 Q&A は随時見直しを行っております。
ご使用の際は、必ず最新版の Q&A をご確認ください。

令和 7 年 3 月

内閣府 地方創生推進事務局

目次

1. 事前相談について.....	1
Q1. 事前相談には何が必要ですか。.....	1
Q2. 事前相談はどのようにしたらよいですか。.....	1
Q3. いつまでに事前相談をする必要がありますか。.....	1
Q4. 新たに予定している事業について、活用する支援措置を検討している場合はどこに相談したらよいですか。また、活用する支援措置が決まっている場合には、内閣府以外の省庁にも事前に相談する必要がありますか。必要な場合、相談順序に定めはありますか。.....	1
Q5. 基本計画の認定スケジュールを教えてください。.....	1
Q6. 認定のタイミングに定めはありますか。.....	2
Q7. 基本計画はいつまでに完成させる必要がありますか。.....	3
Q8. 支援措置にかかる各省との調整は、基本計画の認定申請前までにどの程度進めておく必要がありますか。.....	3
Q9. 総務省の中心市街地活性化ソフト事業や中心市街地再活性化特別対策事業についてはどのように事前調整をしたらよいのでしょうか。.....	3
Q10. 特別区は、認定申請できますか。.....	3
Q11. 参考となるような他都市の事例を教えてください。.....	3
2. 中心市街地活性化基本計画の作成について.....	4
(1) 認定要件について.....	4
Q12. 基本計画の認定を受けるための要件はありますか。.....	4
Q13. 基本計画の認定に、人口要件はありますか。.....	5
(2) 中心市街地の区域について.....	5
Q14. 中心市街地の区域設定の考え方について教えてください。.....	5
Q15. 中心市街地の区域設定に、制限はありますか。.....	5
Q16. 既に自治体において中心市街地の区域がオーソライズ（公認）されている場合はどうすればよいですか。.....	5
Q17. 事業が計画されていない箇所を、中心市街地の区域に含めることは可能ですか。.....	6
Q18. 市街化調整区域や今後埋め立て予定の海など、今後市街地とする予定のエリアを計画区域に含めることはできますか。.....	6
Q19. 現計画に引き続いて、次期計画を策定する場合、区域を変更することは可能ですか。.....	6
Q20. 中心市街地の区域の設定について、拠点は1つでないといけませんか。.....	6
Q21. 認定申請マニュアル「2. 中心市街地の位置及び区域 (2)(a)区域設定の考え方」において、「区域の設定に当たっては、市町村マスタープランと適合することが求められて	

いることを踏まえ、立地適正化計画が作成されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければなりません」とありますが、整合性が図られていない区域がある場合はどうすればよいでしょうか。7

(3) 計画期間について7

Q22. 「基本方針」において、計画期間は「おおむね5年以内を目安に設定する」とありますが、設定できる期間は最長何年ですか。7

Q23. 年度途中を計画期間の始期・終期とすることは可能ですか。7

Q24. 実施期間が計画期間を超える事業を盛り込むことは可能ですか。7

(4) 目標指標について8

Q25. 目標指標（評価指標）の数に定めはありますか。8

Q26. 「活性化に相当程度寄与する」とは、具体的にどの程度ですか。8

Q27. 中心市街地の活性化の目標を定める場合、どのような目標でも設定可能ですか。8

Q28. 参考指標の位置づけは何ですか。8

Q29. 数値目標の設定は、具体的にどの程度の増加を設定すれば良いですか。8

Q30. 他の市町村では、どのような目標指標を設定されていますか。9

Q31. 商業系の目標指標は必須ですか。9

Q32. 目標指標（評価指標）の基準値は認定年度でなくてもよいですか。9

Q33. 目標指標（評価指標）の設定方法について教えてください。9

Q34. 経済センサスを出所としている目標指標（小売販売額等）は市独自で調査をする必要がありますか。10

Q35. 現計画で目標値を達成していないが、次期計画で目標指標を変更することは可能ですか。10

Q36. 基本計画に記載する計画期間内に、中心市街地活性化の目標が達成されなかった場合、補助金の返還を求められますか。10

(5) 事業・支援措置について11

Q37. 国の支援措置を活用した事業が盛り込まれていないと認定されないですか。11

Q38. 基本計画に掲載する事業の確度はどの程度必要ですか（予算の担保など）。11

Q39. いわゆる『ハード事業』を基本計画に定めることが、認定に当たり必須ですか。11

Q40. 中心市街地活性化に関する事業であれば、どのような事業であっても基本計画に記載して良いですか。12

Q41. 第4章から第8章まで、一つの章でも事業が無い章がある場合、基本計画は認定されませんか。12

Q42. 基本計画の認定を受けることによる各省からの支援措置には、具体的にどのようなものがありますか。12

Q43. 認定申請マニュアル記載以外の支援措置は、基本計画に記載できませんか。12

Q44. 第2期以降の基本計画においては、現計画からの継続事業のみでは認定されませんか。	13
Q45. 事業数や活用する各省からの支援措置数はどの程度必要ですか。	13
Q46. 支援措置及びそれに係る事業調整について、地方支分部局との調整はいつまでに完了している必要がありますか。	13
(6) 協議会について	13
Q47. 協議会の設立は、基本計画認定の必須要件ですか。	13
Q48. 協議会の運営について、法律で何らかの規定はありますか。	14
Q49. 協議会を設立していない認定市町村はありますか。	14
Q50. 施行令第6条第1項において、協議会の設置者は、「株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること」と定められていますが、要件を満たすタイミングは協議会の設置前である必要がありますか。	14
Q51. まちづくり会社の設立は基本計画認定の必須要件ですか。	14
Q52. 中活法第15条第1項1号のイにある、中心市街地整備推進機構に、例えばNPO法人やまちづくり会社を指定することはできますか。	14
Q53. 財団法人や社団法人を『まちづくり会社』とすることは可能ですか。	14
Q54. 協議会の意見は、いつまでに聴取しなければならないですか。	15
Q55. 基本計画には、協議会に付随する幹事会や部会についての開催状況も記載が必要ですか。	15
Q56. 協議会の開催状況について、申請日以降から認定日までの間に開催された場合は、どのようにしたらよいですか。	15
(7) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限について	15
Q57. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制とは、具体的にどのような規制ですか。	15
Q58. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制は必須ですか。	16
Q59. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制の対象外となる三大都市圏及び政令指定都市の範囲はどこですか。	16
Q60. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制はいつまでに行わなければならないですか。	16
Q61. 中心市街地エリア内に準工業地域が含まれる場合、大規模集客施設の立地規制をすることで集客施設の進出を妨げることにもつながるため、立地制限は必要ないと考えてよいでしょうか。	17
(8) その他	17
Q62. 認定申請マニュアルに掲載されている様式や構成を変更することは可能ですか。	17

Q63. 市の総合計画、都市計画マスタープランとどこまで整合をとる必要がありますか。	17
Q64. パブリックコメントを実施する時期はいつ頃が望ましいですか。	17
Q65. 市民アンケートは計画認定の必須要件ですか。	17
Q66. 市民ニーズの把握はどの程度直近のものが望ましいですか。	18
3. 中心市街地活性化基本計画の変更について	18
(1) 基本計画の変更認定について	18
Q67. 計画変更の実施時期に規定はありますか。	18
Q68. 基本計画を変更する必要性が生じたので、変更認定を受けたいのですが、いつ頃相談すればよいでしょうか。	18
Q69. 予定していた事業が遅延しています。計画期間の延長は可能ですか。可能な場合、どのくらいの期間まで延長できますか。	18
Q70. 中心市街地の区域の変更は可能ですか。	19
Q71. 進捗状況を踏まえて、目標値を変更することは可能ですか。	19
Q72. 目標指標の積算根拠にしている事業の進捗が遅れ、又は、事業が中止になり、計画期間内に完了できません。目標指標を変更するべきでしょうか。	19
Q73. 変更の内容によっては協議会からの意見聴取は不要ですか。	19
Q74. 計画変更にあたり、協議会からの意見聴取は会議を開催する必要はありますか。	19
Q75. 協議会の開催状況を変更する際に、構成員も更新してよいですか。	19
Q76. 協議会からの意見聴取はいつ頃行う必要がありますか。	20
Q77. 国交省の社会資本整備総合交付金の計画等を変更する場合、基本計画とどちらを先に変更する必要がありますか。	20
Q78. 計画期間中に、中心市街地活性化ソフト事業（総務省）を新たに活用したい事業が出てきた場合、第1回変更で変更認定を受けることで、4月に遡っての活用が認められますか。	20
(2) 計画の軽微な変更について	20
Q79. 軽微な変更は、どのような場合に該当しますか。	20
Q80. 軽微な変更該当する事例を教えてください。	21
Q81. 軽微な変更該当する場合は、どのような手続きが必要ですか。	21

はじめに

このQ & A集における用語の定義は、次のとおりです。

- 「中活法」：中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）
- 「基本方針」：中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）
- 「施行令」：中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成 10 年政令第 263 号）
- 「施行規則」：中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成 18 年内閣府令第 77 号）
- 「認定申請マニュアル」：中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル
- 「基本計画」：中心市街地活性化基本計画
- 「現計画」：現行の中心市街地活性化基本計画
- 「協議会」：中心市街地活性化協議会

1. 事前相談について

Q1. 事前相談には何が必要ですか。

特に必要な資料はありませんので、まずは内閣府へご連絡ください。

なお、中心市街地の課題や方針等を整理していただくとともに、活性化を実現するために重要となる事業等をあらかじめ想定しておいていただけると、より効率的な調整が可能となります。

Q2. 事前相談はどのようにしたらよいですか。

内閣府地方創生推進事務局 HP 内のメール相談や電話等をご利用ください。相談は随時、受け付けております。

《URL》 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

Q3. いつまでに事前相談をする必要がありますか。

認定を希望する前年度までには、一度内閣府へご連絡ください。

内閣府では中心市街地活性化制度について、検討の初期段階から相談に応じておりますので、メールや電話等でお気軽にご連絡ください。

なお、毎年度夏頃には、全市町村を対象に「中心市街地活性化基本計画の認定に関する意向調査」を実施しており、基本計画の策定を検討されている自治体に計画策定の支援を行っています。そちらもご利用ください。

Q4. 新たに予定している事業について、活用する支援措置を検討している場合はどこに相談したらよいですか。また、活用する支援措置が決まっている場合には、内閣府以外の省庁にも事前に相談する必要がありますか。必要な場合、相談順序に定めはありますか。

内閣府では基本計画の策定に関すること全般について相談に応じていますので、活用できる支援措置がないか検討している場合も遠慮なくご相談ください。また、支援措置「(1) 法に定める特別の措置」、「(2) 認定と連携した支援措置」を活用する場合、基本計画の認定の際に、関係行政機関の同意が必要となるため、お早めに各所管府省庁（地方支分部局等）へご相談ください。なお、相談順序に定めはありません。

Q5. 基本計画の認定スケジュールを教えてください。

基本計画の認定は例年3月に行っております。

認定に向けた主なスケジュールは以下のとおりです。

＜認定を目指す年度の前年度＞

地域ニーズの把握、地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、

都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置、必要に応じた都道府県との調整、内閣府や地方支分部局への事前相談等を適宜行ってください。また、以下の日程で事務局からの案内を予定しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認定希望にかかる意向調査 (意向のあった自治体に対して計画概要・原案書等の様式送付)			★									
計画概要・原案書等の作成												
計画概要・原案書等の提出												★

※事務局との調整と同時に、本マニュアル「V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等 2. 認定と連携した支援措置等」における、「(1)法に定める特別の措置」及び「(2)認定と連携した支援措置」を活用する場合には、支援措置を受ける関係府省庁との事前調整が必要です。3月に提出の原案書には、事業ごとに調整状況を記載します。

<認定を目指す年度>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画内容の調整、 国の支援措置について関係行政機関と調整												
事前ヒアリング												
基本計画素案の提出					★							
ヒアリング												
基本計画案の提出（完成）								★				
関係行政機関の長の事前同意手続												
基本計画の認定申請										★		
関係行政機関の長の同意手続												
基本計画の認定												★

※上記以外に個別相談は随時対応いたします。

※本マニュアル「V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等 2. 認定と連携した支援措置等」における、「(1)法に定める特別の措置」及び「(2)認定と連携した支援措置」を活用する場合には、11月の基本計画案の提出（完成）時まで、支援措置を受ける関係府省庁との事前調整を終えておく必要があります。

Q6. 認定のタイミングに定めはありますか。

申請・認定業務の効率化から、例年、3月認定を基本としています。

Q7. 基本計画はいつまでに完成させる必要がありますか。

12月から関係行政機関の長の同意手続きを予定しているため、11月中には完成させる必要があります。

Q8. 支援措置にかかる各省との調整は、基本計画の認定申請前までにどの程度進めておく必要がありますか。

国土交通省や経済産業省の支援措置の活用については、基本計画の素案作成段階で地方支分部局と交付金要綱等の採択基準に合致するか否か十分に調整してください。特に、国土交通省の支援措置を活用する事業については、市町村が策定する社会資本総合整備計画との整合が求められますのでご注意ください。

また、支援措置の活用に関する事前調整を行う際、基本計画素案の作成段階で、事業名・事業内容・事業期間等の基本計画への具体的な掲載内容まで調整を行っておいてください。

総務省については、計画策定の事前相談の段階から、内閣府を通じて事業に関する支援措置活用の妥当性について相談することができます。

Q9. 総務省の中心市街地活性化ソフト事業や中心市街地再活性化特別対策事業についてはどのように事前調整をしたらよいでしょうか。

総務省の中心市街地活性化ソフト事業（いわゆる「中活ソフト」）については、内閣府を通じて該当自治体分まとめて事前調整を行うこととなります（新規認定分：10月頃、変更認定分：第1回は4月頃、第2回は10月頃）。一方で、総務省の中心市街地再活性化特別対策事業（いわゆる「中活ハード」）については、都道府県を通じて、起債の対象となるか事前調整が必要となります。なお、両支援措置ともに、活用の妥当性について随時相談可能ですので、お気軽に内閣府までご相談ください。

Q10. 特別区は、認定申請できますか。

特別区も市町村と同様に、認定の申請が可能です。

Q11. 参考となるような他都市の事例を教えてください。

内閣府中心市街地活性化 HP において、中心市街地活性化の重点的な取組を示した中心市街地活性化促進プログラム及び関連する事例集を公表していますので、そちらをご覧ください。

《URL》 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html#program>

また、同 HP では分野別の事例なども紹介しているので併せてご覧ください。

《URL》 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/jirei.html>

2. 中心市街地活性化基本計画の作成について

(1) 認定要件について

Q12. 基本計画の認定を受けるための要件はありますか。

内閣総理大臣が基本計画の認定を行う際の適合基準は、法第9条第10項に定めるとおり、3つの要件を満たす必要があり、その考え方は次のとおりです。

●第1号「基本方針に適合するものであること」

基本方針において定められている6つの事項について、基本計画に網羅的に記載されていることや、それらが基本方針に逸脱するものではないことを要件としています。

《記載事項》

- ①中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項
- ②基本計画の認定の手続
- ③中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
- ④第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
- ⑤中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
- ⑥その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

●第2号「当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること」

基本計画に記載された様々な事業・措置が、総合的かつ一体的に実施されることにより、市町村の中心市街地の活性化が実現されるものであるから、基本計画の手段としての妥当性を要件としています。

例えば、①歩行者通行量の増加を目標の一つとした場合に、街路事業による歩道の拡幅や空き店舗対策、テナントミックスの実施による商業の活性化のための取組等が盛り込まれていることや、②中心市街地人口の増加を図るために土地区画整理事業の実施、住宅供給の促進、公共施設の整備等により居住環境としての魅力向上が図られること、など様々な事業の総合的かつ一体的な取組により中心市街地活性化の実現に相当程度寄与することが必要です。

●第3号「当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」

市町村や民間事業者、協議会など、基本計画に記載された事業及び措置の実施主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと、また、事業等の実

施スケジュールが明確化されていることにより、事業が計画的に、円滑かつ確実に実施されると見込まれることを要件とするものです。

なお、基本計画に記載された事業等が全てスケジュールどおりに実施されることを、補助金等の資金確保が既に確定しているなどにより担保することまでを認定申請の段階で求めるものではありません。

Q13. 基本計画の認定に、人口要件はありますか。

計画認定に、人口規模による要件はありません。

(2) 中心市街地の区域について

Q14. 中心市街地の区域設定の考え方について教えてください。

基本方針第3章2(2)において、「中心市街地の区域を設定するに当たっては、居住人口や都市機能等において市町村の他の地域に比べて高い密度が保持されているなど各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲」とされており、商業、業務、居住、福祉等の都市機能の集積状況等を踏まえ、歩いて暮らせる範囲を勘案し、限られた政策資源の重点化を図るにふさわしい区域を設定することが必要です。また、「これまで都市機能の集積がなく、今後新たに市街地として整備する地区や周辺居住者のための近隣核であり広域的な効果が見込まれない地区等を含めて広く中心市街地の区域とすることは適当ではない」とされています。

このような考え方に照らし、各種事業等の取組の効果が上がるよう、適切な中心市街地の規模等の設定に努めてください。

Q15. 中心市街地の区域設定に、制限はありますか。

中心市街地の区域について、上限値、下限値はありませんが、一般的に歩いて暮らせるまちは100ha程度と言われています。具体的な制限は設けておりませんが、各市町村の規模、歴史的背景、実施事業などを総合的に勘案し、適切に設定して頂くことが望ましいです。

Q16. 既に自治体において中心市街地の区域がオーソライズ（公認）されている場合はどうすればよいですか。

自治体において、中心市街地の区域がオーソライズされている場合においても、基本方針を踏まえて、計画期間に重点的に活性化の取り組みを実施する区域を適切に設定してください。（総合計画や都市計画マスタープランの中心市街地と必ずしも一致しなくてもよく、自治体として5年間という限られた時間で集

中的に活性化を図るのが当該区域という整理がされていることが必要です。)

Q17. 事業が計画されていない箇所を、中心市街地の区域に含めることは可能ですか。

基本方針を踏まえて、基本計画に記載された事業等の実施箇所と関係を有する地域を、また、限られた政策資源の重点化を図るのにふさわしい区域を、中心市街地の区域として適切に設定してください。

Q18. 市街化調整区域や今後埋め立て予定の海など、今後市街地とする予定のエリアを計画区域に含めることはできますか。

基本方針において、「これまで都市機能の集積がなく、今後新たに市街地として整備する地区」を広く中心市街地の区域とすることは適当でないとしており、市街化調整区域や埋め立て予定地などを計画区域に含めることはできません。

Q19. 現計画に引き続いて、次期計画を策定する場合、区域を変更することは可能ですか。

次期計画において、現計画と異なる区域を設定することは可能です。基本方針を踏まえて、実施すべき事業等を再検討し、その事業等の実施により中心市街地の活性化が総合的かつ一体的に行われると考えられる場合には、事業の実施箇所と関係を有する地域の範囲内で計画期間に重点的に活性化の取り組みを実施する区域を適切に設定していただきます。

Q20. 中心市街地の区域の設定について、拠点は1つでないといけませんか。

基本方針第3章2(1)において、「中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則として一市町村に一区域として設定することが望ましい」としており、原則拠点は1つです。

しかし、市町村の中には、市町村合併を含め、まちの長い発展の歴史を通じて、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数ある場合があり、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合には地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができます。

また、同一の市町村内にあっても、地域によって異なる課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定した方が適当と市町村が判断する場合は、当該複数地域の役割分担等を明確にしつつ、複数の地域ごとの基本計画を作成することも可能です。

Q21.認定申請マニュアル「2. 中心市街地の位置及び区域 (2)(a)区域設定の考え方」において、「区域の設定に当たっては、市町村マスタープランと適合することが求められていることを踏まえ、立地適正化計画が作成されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければなりません」とありますが、整合性が図れていない区域がある場合はどうすればよいでしょうか。

中心市街地の区域と当該計画に基づく都市機能誘導区域の整合性が図れていない区域がある場合には、両区域を同一図に図示するとともに、理由を記載してください。

(3) 計画期間について

Q22.「基本方針」において、計画期間は「おおむね5年以内を目安に設定する」とありますが、設定できる期間は最長何年ですか。

原則、5年以下の設定が基本となります。延長した場合でも延長期間を含めて6年が最長となります。

Q23. 年度途中を計画期間の始期・終期とすることは可能ですか。

計画期間は市町村として活性化に取り組み、その効果が発現される期間として設定されるものであり、その始期・終期は、設定できる期間内であれば原則として制約はありませんが、取組事業の予算執行や次期計画との切れ目ない移行などを踏まえ、認定申請マニュアルにおいて、計画の終期は年度末が望ましいとしています。

Q24. 実施期間が計画期間を超える事業を盛り込むことは可能ですか。

計画に記載されている事業は、必ずしも計画期間内に終了する必要はありませんが、基本的に目標指標の効果積算に加算されるものである必要があります。ただし、事業の性質によって実施途中に効果の発現が見込めるものについてはこの限りではありません。(道路事業等)

区画整理事業等の面的な再開発事業は、5年を超える事業が多く、計画期間を超えますが、この様な事業を計画に盛り込むことは可能です。

なお、実施期間が計画期間を超える事業で国の支援措置を活用する場合は、支援措置が対象となるかについて各所管府省庁(地方支分部局等)にご確認ください。

（４）目標指標について

Q25. 目標指標（評価指標）の数に定めはありますか。

目標指標の数に特段規定はありませんが、認定要件として「中心市街地の活性化に相当程度寄与するもの」とされていることから、複数の目標の設定が基本となります。

認定計画の実績では、通常、中心市街地活性化の目標を３つ程度設定し、それに対応して、目標指標も３つ程度設定している例が多いです。

Q26. 「活性化に相当程度寄与する」とは、具体的にどの程度ですか。

基本計画の第４章以降の具体的な事業により、第３章の「中心市街地活性化の目標」及び目標指標を達成でき、中心市街地の課題解決に繋がることをいいます。

Q27. 中心市街地の活性化の目標を定める場合、どのような目標でも設定可能ですか。

中心市街地の活性化の目標は、地域の実情に応じて自由に設定することができ、絶対値、変化率等の定量的な指標であることが必要です。

基本方針第２章４（２）においては、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標、基本的方向等を踏まえ、当該市町村の実情に応じて、重点化等を行って設定することができる。」とされています。

加えて、「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標として、絶対値、変化率等の定量的な指標を設定するもの」、さらに、「目標の達成状況を、よりの確に把握するために、地域住民の意識や感覚の変化、まちのイメージ、満足度等の一義的には定量的な評価が難しい指標についても、目標指標を補完する形で、地域独自の指標として設定することも考えられる」とされています。

Q28. 参考指標の位置づけは何ですか。

自治体が独自に設定する指標という位置づけです。

単独の指標として、目標等の達成度の定量的測定には不十分であっても、間接的に（補強的に）目標達成を説明し得るものあれば、参考指標として記載することが可能です。

Q29. 数値目標の設定は、具体的にどの程度の増加を設定すれば良いですか。

目標指標の数値設定の増加量や減少量については、特段ルールはありませんが、計画期間を踏まえて適切に設定してください。

例えば、各市町村における総合計画等に位置づけられた目標値や経済指標等を勘案し、妥当な数値を設定してください。

Q30. 他の市町村では、どのような目標指標を設定されていますか。

他の市町村の設定例は以下のとおりです。

●にぎわいの創出に関する指標

・・・来街者の平均滞在時間、歩行者通行量、観光客数、宿泊客数、公共公益施設利用者数、イベント参加者数 等

●街なか居住の推進に関する指標

・・・居住人口の社会増加数、市町村全体に占める中心市街地の居住人口の割合、居住人口、年代別の居住人口、居住満足度 等

●経済活力の向上に関する指標

・・・新規出店数、空き店舗数・率、小売販売額・サービス売上高、事業所数、従業者数、新規起業数、新規雇用者数 等

●公共交通の利便の増進に関する指標

・・・バス等の利用者数、移動にかかる満足度 等

※いずれの目標指標も中心市街地に範囲を限定して測定する必要があります。

Q31. 商業系の目標指標は必須ですか。

市町村によって中心市街地の課題や核事業は異なることから、目標の適切な設定において商業系の目標指標を採用することは必須ではありませんが、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に実施することを目的としていることから、目標指標の一つに商業系の目標指標を設定することが望ましいです。

Q32. 目標指標（評価指標）の基準値は認定年度でなくてもよいですか。

基準値は必ずしも認定年度の数値でなくともよく、取得可能な最新値を採用してください。

Q33. 目標指標（評価指標）の設定方法について教えてください。

まず、目標指標（評価指標）については、基本方針第2章3②b（認定第2号基準）において、「事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること」とされています。このため、根拠のない数値や推計は認められません。

次に目標指標（評価指標）の設定方法については、認定申請マニュアルにおいて、積み上げによる方法と積み上げによらない方法（参考としてトレンドによる

方法を例示)を示しています。いずれの方法を採用するかは、各自治体の考え次第となりますが、一般的に値が小さく事業単体での効果を想定(計測)しやすいと考えられる空き店舗数等の指標は積み上げによる方式、値が大きく複合的な要因の結果として算出される公共公益施設利用者数等の指標は積み上げによらない方法が有効と考えられます。このほか、総合計画等の関連上位計画の指標を参照する方法、ソフト事業については、過去の実績に基づく傾向予測や、他自治体での実績を参考にする方法などがあります。

また、目標指標(評価指標)の設定に際しては、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。このほか、社会情勢を鑑み、数値の改善のみにとらわれず、現状の数値の維持や、現状の数値の悪化率の抑制(人口減少率の抑制など)に主眼を置いた目標設定も考えられます。

さらに、一つの目標に対して複数の目標指標を採用することや、重点的に活性化を図りたい区域に限って目標指標を採用することもできるものとします。

いずれにしても、目標指標及びその設定水準については、計画の目標の達成度を表すものであり、積み上げやそれ以外の方法によるものであっても、その設定の根拠や考え方が整理されていることが必要です。

Q34. 経済センサスを出所としている目標指標(小売販売額等)は市独自で調査をする必要がありますか。

設定した目標指標については、毎年フォローアップの実施を求めているため、毎年実施される統計調査でない限り、目標指標に設定する場合には市の独自調査が必須となります。なお、市の独自調査による小売販売額を目標指標とする場合、推計の方法によっては適切に把握できなくなる場合がありますので、安定して適切な数値が把握できるものであるか留意が必要です。

Q35. 現計画で目標値を達成していないが、次期計画で目標指標を変更することは可能ですか。

次期計画で現計画と異なる目標指標を設定することは可能です。

その際には、現計画の総括をしていただき、次期計画において目標指標を変更することが適切であることを整理し、基本計画にその旨を記載してください。

Q36. 基本計画に記載する計画期間内に、中心市街地活性化の目標が達成されなかった場合、補助金の返還を求められますか。

計画期間内に、中心市街地活性化の目標が達成されなかったとしても、一般的

には、個々の補助金の直接的な目的である施設整備等の成果はあがっており、補助事業としては完了していると考えられる場合は、補助金適正化法に反するものではなく、補助金の返還までは求められないと考えます。

ただし、補助金によって詳細は異なるため、各事業の補助金等を所管している各所管府省庁（地方支分部局等）にご確認ください。

（５）事業・支援措置について

Q37. 国の支援措置を活用した事業が盛り込まれていないと認定されないですか。

国の支援措置を活用しないと認定を受けられないという規定はありませんが、計画認定を受けるメリットとして国の重点的な支援措置が挙げられていることから、国の支援も活用しながら活性化を強力に進めて頂くことが望ましいと考えます。

Q38. 基本計画に掲載する事業の確度はどの程度必要ですか（予算の担保など）。

事業については、実施主体が特定されていること（もしくは特定される見込みが高い）とともに、実施スケジュールが明確であるなど、確実性をもって説明できることが必要です。【認定要件第３号基準】

また、「議会における予算確保」、「地元調整が終了」、「関係者が了解」、「計画期間内に実施」といった事項も確実性を裏付ける要素ですが、見込み段階でも問題はありません。

Q39. いわゆる『ハード事業』を基本計画に定めることが、認定に当たり必須ですか。

中心市街地の活性化に当たっては、地域の実情に見合った事業の実施が必要であり、特定の事業がなければ、認定要件を満たさないというものではありません。しかしながら、中活法において「中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する」ことを目的としていることから、基本的にハード事業とソフト事業の両方を実施することが必要です。

ただし、基本方針第２章３②a)に「地域の現状やニーズ、過去の実績の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第４章から第８章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。」とあるように、既存ストックの活用や他事業との連携などにより活性化が図れるというケースにおいては、その理由や、目標達成と記載事業との関連性及び根拠を明確に示すことで、認定に当たってハード事業を定めないことも可能です。

Q40. 中心市街地活性化に関する事業であれば、どのような事業であっても基本計画に記載して良いですか。

基本計画に記載する事業は、基本方針、目標など、中心市街地を活性化させる上で、どのような方向性を目指すのかを踏まえて、それに見合う、かつ数値目標の達成に資する（寄与する）事業を位置づける必要があります。

Q41. 第4章から第8章まで、一つの章でも事業が無い章がある場合、基本計画は認定されませんか。

基本方針第2章3②a)において「中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること」とされておりますが、「地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章から第8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない」とも規定されており、必ずしもすべての章で、新たな事業が計画されている必要はありません。

各分野を記載する必要がない場合としては、認定申請マニュアル「Ⅱ. 基本計画の認定基準」をご参照ください。

Q42. 基本計画の認定を受けることによる各省からの支援措置には、具体的にどのようなものがありますか。

例えば、国土交通省の支援措置は、「社会資本整備総合交付金」のうち、「暮らしにぎわい再生事業」について、基本計画へ位置づけることにより活用することができます。その他、社会資本整備総合交付金のうち、認定により配分額が配慮されるメニューもあります。

経済産業省の支援措置は、基本計画に大規模小売店舗立地法の特例措置を盛り込むことにより、手続きの簡素化があります。

総務省の支援措置は、市が1,000千円を超える支出をする事業のうち、イベント等のソフト事業（イベント以外でも可能）の場合、市に対して50%を上限とした特別交付税措置がされます。

詳しくは、認定申請マニュアル「Ⅵ. 基本計画の認定と連携した支援措置等」をご参照ください。

Q43. 認定申請マニュアル記載以外の支援措置は、基本計画に記載できませんか。

「(1) 法に定める特別の措置」及び「(2) 認定と連携した支援措置」については、基本的に認定申請マニュアルにある支援措置を記載してください。また、「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」については、主要な支

援措置を例示しているため、例示されていない支援措置でも記載は可能です。

Q44. 第2期以降の基本計画においては、現計画からの継続事業のみでは認定されませんか。

第2期以降の基本計画において、現計画の継続事業のみであっても国の支援措置が必要な事業であり、中活法第9条第10項第2号にあるように「当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものである」場合は認定されます。

しかし、第2期以降の基本計画においても現計画を踏まえた目標を掲げることとなり、継続事業のみで目標に対する効果が得られるか十分な検討が必要です。

Q45. 事業数や活用する各省からの支援措置数はどの程度必要ですか。

事業数や認定と連携した支援措置の活用数に規定はありません。

計画に位置づけた中心市街地の活性化の目標を達成するために必要な事業を記載してください。

Q46. 支援措置及びそれに係る事業調整について、地方支分部局との調整はいつまでに完了していることが必要ですか。

支援措置を所管する府省庁（地方支分部局等）との調整は、基本計画の認定申請前に行われる「各省との事前協議」までに完了させておく必要があります。調整には時間がかかることもあるため、スケジュールに余裕をもって調整を終えておくことが重要です。

（6）協議会について

Q47. 協議会の設立は、基本計画認定の必須要件ですか。

中活法第15条では、「市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、（中略）、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会を組織することができる。」と規定されており、必須ではありません。

しかし、基本方針にもあるように、中心市街地の活性化を図るためには、都市機能の増進を図る事業等を実施する者や経済活力の向上を図る取組を行う者だけでなく、地権者や地域住民等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組むことが重要です。

協議会は、多様な構成員が議論を行い、地域独自の考えを実行に移すべく、その意見調整を図ることによって、中心市街地の活性化に向けた取組の実効性を確保するなど、中心市街地の活性化を推進する上での中心的な役割を担うものであるため、設立されることを期待します。

Q48. 協議会の運営について、法律で何らかの規定はありますか。

具体的な運営については、協議会ごとに規約を作成し、それに基づき自由に運営することが可能です。

Q49. 協議会を設立していない認定市町村はありますか。

令和7年3月時点で、全ての認定市町村が協議会を設立しています。

Q50. 施行令第6条第1項において、協議会の設置者は、「株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること」と定められていますが、要件を満たすタイミングは協議会の設置前である必要がありますか。

法律事項であるため、設置までには要件を満たす必要があります。また、認定後に市町村の有する議決権の割合が百分の三未満となると法の要件を満たさなくなりますのでご注意ください。

Q51. まちづくり会社の設立は基本計画認定の必須要件ですか。

協議会を設立する場合においては、中活法第15条第一項一号に「当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」として、「中心市街地整備推進機構」又は「良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの」のいずれか一以上の者と定められていますので、まちづくり会社の設立は必須ではありません。

Q52. 中活法第15条第1項1号のイにある、中心市街地整備推進機構に、例えばNPO法人やまちづくり会社を指定することはできますか。

中活法第61条で、中心市街地整備推進機構は非営利法人であることが要件となっており、株式会社は指定できません。一方でNPO法人は指定可能です。

Q53. 財団法人や社団法人を『まちづくり会社』とすることは可能ですか。

施行令第6条第1項に「株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社である

場合にあってはその社員のうちに市町村があることとする。」と規定されており、財団法人や社団法人をまちづくり会社に位置付けることはできません。

Q54. 協議会の意見は、いつまでに聴取しなければならないですか。

中活法第 15 条第 9 項に「協議会は、市町村に対し、第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。」と規定されていることから、意見の聴取は基本計画の申請（変更を含む）までに行ってください。

Q55. 基本計画には、協議会に付随する幹事会や部会についての開催状況も記載が必要ですか。

基本方針第 9 章「第 4 章から第 8 章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項 1.推進体制の整備 （1）市町村の推進体制の整備等」に「基本計画に基づく各種の事業等を円滑かつ確実に実施するため、基本計画を作成する段階やそれぞれの準備段階から、様々な関係者が情報交換や濃密な議論を行い、密接な連携を図ることが必要である。」と規定されています。

基本計画の作成や変更、事業の推進に重要な判断を行った会議等について、市民等に対する政策決定の透明性確保の観点からも、協議会の他、部会、幹事会、自治体内部の計画決定会議等を記載してください。

Q56. 協議会の開催状況について、申請日以降から認定日までの間に開催された場合は、どのようにしたらよいですか。

認定時は、申請日時点での協議会の開催状況を基本計画に記載してください。

申請日以降の開催実績については、次回の事業の追加や変更等の申請に合わせて適宜更新してください。

（7）準工業地域における大規模集客施設の立地制限について

Q57. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制とは、具体的にどのような規制ですか。

大規模集客施設の立地は、都市計画法上、商業地区、近隣商業地区及び準工業地区に限定されていますが、郊外の準工業地区に大規模集客施設が立地することで、中心市街地の商店街に大きな影響を与える場合があることから、都市計画法の特別用途地区として、準工業地区への大規模集客施設の立地を規制するものです。

大規模小売店舗の立地規制をより確実なものとするため、建築申請の段階で対応できるよう建築基準法に基づき、建築条例を制定することとしております。

Q58. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制は必須ですか。

三大都市圏及び政令指定都市を除く地方都市については、当該市町村内におけるすべての準工業地域（準工業地域以外の用途に変更されるものを除く。）における大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区等の都市計画決定及び必要な条例の整備が行われることが条件となっています。なお、上記の措置を行わない三大都市圏又は政令指定都市については、基本計画にその理由を記載してください。

Q59. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制の対象外となる三大都市圏及び政令指定都市の範囲はどこですか。

三大都市圏の範囲については、経済活動等の状況から見て一体としての大都市圏が形成されていること、都市計画制度その他法令上の都市圏の取り扱いを踏まえ、

- ◆首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯
- ◆近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域
- ◆中部圏開発整備法に基づく都市整備区域

としております。

また、政令指定都市の範囲については、基本計画認定時点における政令指定都市を対象と考えております。

具体的な市町村名はお問い合わせください。

Q60. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制はいつまでに行わなければならないですか。

準工業地域における大規模集客施設の立地規制は、計画申請までに行うことが望ましいですが、計画申請後に規制の手続きが完了する場合も申請は可能です（計画申請時に条例案を提出、申請後に議会で議決されるケースなど）。基本計画期間開始時には条例が施行されているようにしてください。

ただし、当該条例が確実に施行されることが認定の条件にはなりますので、認定日以前に市町村議会での議決を受けてください。

また、確実に手続きが行われることを担保するために、特別用途地区の設定を審議する都市計画審議会や建築審査会及び市議会等の具体的な行程を確認させていただきます。

Q61. 中心市街地エリア内に準工業地域が含まれる場合、大規模集客施設の立地規制をすることで集客施設の進出を妨げることにともなうため、立地制限は必要ないと考えてよいでしょうか。

中心市街地となるべきエリアは本来、商業機能や居住機能等の発展により活性化を図るエリアであり、目的に準じた用途としておくべきです。

準工業地域のままであれば、中心市街地活性化の目的とならない用途として利用される懸念があります。

中心市街地エリア内の準工業地域を便宜的に規制の適用除外とすることは本来の趣旨と異なるため、中心市街地エリア内であっても、認定申請マニュアルにあるとおり、すべての準工業地域を規制の対象としてください。

(8) その他

Q62. 認定申請マニュアルに掲載されている様式や構成を変更することは可能ですか。

認定申請マニュアルの構成で計画書を作成してください。

Q63. 市の総合計画、都市計画マスタープランとどこまで整合をとる必要がありますか。

中活法第9条第5項及び基本方針第12章2.の規定を踏まえて、総合計画や都市計画マスタープランに位置づけられたまちづくりの方針や中心市街地活性化の政策的な位置づけ・方針・範囲等において整合が図られている必要があります。

Q64. パブリックコメントを実施する時期はいつ頃が望ましいですか。

パブリックコメントを実施する時期については、特段規定はありませんが、認定された自治体においては、基本計画の骨子の段階、基本計画案が策定された段階でパブリックコメントを実施し、広く市民の方の意見を聴取しています。

Q65. 市民アンケートは計画認定の必須要件ですか。

基本方針第9章2.①において、「基本計画の作成に当たり、EBPMの観点から、市町村は地域の現状等に関する統計的なデータや地域住民のニーズ等をRESAS等によって客観的に把握し分析することが必要である」とされています。

市民アンケートを新たに実施することは認定の必須要件ではありませんが、上記の考えに基づき、地域が必要とする取組を重点的かつ集中的に実施するために、統計的なデータや地域住民のニーズを把握することは必要です。

市民アンケート以外の手法として、RESASや既存のアンケート結果を活用

する方法もあります。

Q66. 市民ニーズの把握はどの程度直近のものが望ましいですか。

認定申請する年度に調査を行うことが望ましいですが、最新の市の総合計画等の策定時に市民ニーズの把握のためにアンケート調査等を行っており、その後、経済・社会情勢や市の計画等において大きな変化が無い場合は、その調査結果を活用することも可能です。

3. 中心市街地活性化基本計画の変更について

(1) 基本計画の変更認定について

Q67. 計画変更の実施時期に規定はありますか。

計画変更の時期の法律上の規定はありませんが、申請・変更認定業務の効率化の観点から、年2回（7月、3月）を予定しております。

軽微な変更については随時、受け付けております。

Q68. 基本計画を変更する必要性が生じたので、変更認定を受けたいのですが、いつ頃相談すればよいでしょうか。

基本計画の変更については、随時、内閣府までご相談ください。

なお、基本計画の変更認定についても、基本計画の認定同様、協議会等の意見聴取（中活法第11条2項、9条6項）、関係行政機関の長の同意（中活法第11条2項、第9条12項）等の諸手続が必要となります。このため、変更認定自体も、年に2回を基本に、実施しているところです。あらかじめ御了承ください。

Q69. 予定していた事業が遅延しています。計画期間の延長は可能ですか。可能な場合、どのくらいの期間まで延長できますか。

中活法第11条1項において、認定基本計画の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない、とされており、この「変更」には、「計画期間」の変更も含まれています。

ただし、基本計画の変更に当たっても、認定要件（法第9条10項）を満たす必要があることから、例えば、「計画期間」の変更については、基本方針への適合（中活法第9条10項1号）という観点から、変更後の「計画期間」が、「おおむね5年以内を目安」（「基本方針」2章3. ①a）に適切に設定されること等

が必要になります。

具体的には、変更後の「計画期間」は、原則、延長１年を含めての最大期間は６年以下と考えています。

Q70. 中心市街地の区域の変更は可能ですか。

区域の変更は可能ですが、「中心市街地の区域」の設定は、基本計画の根幹となる部分ですので、変更する場合は新たに計画策定を行うのと同様の検討・整理が必要となります。

現計画の実施を踏まえて、次期計画において区域を見直した計画の例はありません。

Q71. 進捗状況を踏まえて、目標値を変更することは可能ですか。

第４章以降の掲載事業の進捗によって、上方修正することは可能です、計画期間中の下方修正は認められません。事業の追加等により目標値を達成できないか検討してください。

Q72. 目標指標の積算根拠にしている事業の進捗が遅れ、又は、事業が中止になり、計画期間内に完了できません。目標指標を変更するべきでしょうか。

目標指標に効果があるものとして見込んでいた事業が完了しないことになった場合には、新規事業を追加する等、目標値を維持できるよう努めてください。

記載方法は、当初認定後に追加された事業を中心に、当該指標に効果があると考えられる事業を新たに追加し、可能な限りそれぞれの事業の効果を詳細に積算してください。個々に算出できない場合には、複数の事業を実施することで目標値を達成可能である旨を記載してください。

Q73. 変更の内容によっては協議会からの意見聴取は不要ですか。

中活法第 11 条第２項のとおり、計画変更にあたっては協議会からの意見聴取が必須です。ただし、軽微な変更に該当する場合はその限りではありません。

Q74. 計画変更にあたり、協議会からの意見聴取は会議を開催する必要はありますか。

中活法においては単に意見聴取を求めており、協議会の開催は必須ではありません。自治体によっては、書面による開催などにより、協議会を開催せずに意見を聴取している事例があります。

Q75. 協議会の開催状況を変更する際に、構成員も更新してよいですか。

構成員が変更となった場合は、事業等の計画変更と合わせて適宜更新してく

ださい。

Q76. 協議会からの意見聴取はいつ頃行う必要がありますか。

意見聴取については、必ず申請前に行ってください。

Q77. 国交省の社会資本整備総合交付金の計画等を変更する場合、基本計画とどちらを先に変更する必要がありますか。

社会資本整備総合交付金を活用して「認定と連携した支援措置」を受ける場合、国土交通省が定める「社会資本整備総合交付金要綱」において、認定計画に位置づけられた地区内の事業を交付対象とするもの、認定計画に位置づけられた事業を交付対象とするもの等、事業によって異なるため、詳しくは、国土交通省の各地方整備局にご相談ください。

社会資本整備計画と基本計画の両者を変更する旨を地方整備局とすり合わせておく必要があります。

Q78. 計画期間中に、中心市街地活性化ソフト事業（総務省）を新たに活用したい事業が出てきた場合、第1回変更で変更認定を受けることで、4月に遡っての活用が認められますか。

変更認定が特別交付税の算定期間に間に合う場合には遡っての活用が可能となります。遡りの可否については内閣府地方創生推進事務局までお問い合わせください。なお、第2回変更で認定を受けた場合、特別交付税の算定期間を過ぎているため遡りはできません。

（２）計画の軽微な変更について

Q79. 軽微な変更は、どのような場合に該当しますか。

中活法第11条第1項の内閣府令で定める軽微な変更は、「施行規則」において、

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 基本計画に定められた事業及び措置の実施期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

が対象となっています。

個別の事象によって判断しますので、内閣府にご相談ください。

Q80. 軽微な変更該当する事例を教えてください。

「誤記の修正」や「よりふさわしい表現にするための文言修正」、「改元に伴う元号による年表示の変更」等がございます。

個別の事象によって判断しますので、内閣府にご相談ください。

Q81. 軽微な変更該当する場合は、どのような手続きが必要ですか。

認定市町村長から内閣府地方創生推進事務局長宛に届出を行っていただきます。